

町田市ダンススポーツ連盟ホームページバナー広告掲載要綱

町田市ダンススポーツ連盟 ホームページ運用部

2021年5月20日 作成

(趣旨)

第1条 この要綱は、町田市ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) この要綱において、町田市ダンススポーツ連盟ホームページ（以下「連盟ホームページ」という。）とは、連盟が管理するホームページをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できるバナー広告は、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの

(7) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(8) 個人の名刺広告

(9) 美観風致を害するおそれのあるもの

(10) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれのあるもの

(11) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの

(12) 求人広告に関するもの

(13) 貸金業に関するもの

(14) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(15) その他、掲載するバナー広告として不適当であると連盟理事長が認めるもの

(広告の募集等)

第4条 バナー広告の募集にあたっては、あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 募集するバナー広告の規格及び数量並びにバナー広告掲載の期間

(2) バナー広告掲載に係る料金

(広告掲載の取消し)

第5条 連盟理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずにバナー広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載するバナー広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までにバナー広告掲載料の納付がないとき
- (3) 広告主が連盟の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき
- (5) 広告主の倒産、破産等により、バナー広告掲載をする必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により掲載取り下げを申し出たとき
- (7) その他、連盟の業務上やむを得ない事由が生じたとき
- (その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する